

# 高石市教育委員会定例会会議録

(平成 26 年 12 月定例会)

## 開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 26 年 12 月 10 日午後 3 時 1 分
閉 会	平成 26 年 12 月 10 日午後 3 時 59 分

## 会議に出席した者の職及び氏名

委 員	委員長職務代理者：西 中 隆 委 員：西 村 陽 子 委 員：吉 村 文 一 教 育 長：藤 原 一 広
事務局職員	教 育 部 長：浅 井 淳 一 教育部理事兼次長：細 越 浩 嗣 教育部次長兼教育総務課長：上 田 庸 雄 教育指導課長：吉 田 種 司 教育研究センター室長：清 水 寛 之 生涯学習課長：杉 本 忠 史 生涯学習課参事兼課長代理兼青少年対策室長：射 手 矢 浩 幸 生涯学習課参事兼体育館長：矢 部 正 信 たかいし市民文化会館長兼図書館長：石 田 直 美 中央公民館長：松 井 勉 教育総務課長代理兼総務係長：山 本 敬 司 教育総務課総務係主査：足 立 和 哉

## 議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第 1 号 高石市立体育館条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

生涯学習課長	<p>本案は、総合体育館の開設に伴い、また同時に同施設の指定管理することに伴い、関係規則の整備を行うものである。</p> <p>まず、高石市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定で、施行予定としては、平成27年4月1日とし、ただし、申し込みの受付等施行に係る準備行為については、規則の施行前においても行うことができることとしている。</p> <p>また、同時に、附則で改正する規則としては、高石市教育委員会通則、高石市教育委員会スポーツ施設情報システム利用に関する規則、高石市教育委員会公印規則がある。</p> <p>また、指定管理者が同時に鴨公園運動広場及び鴨公園駐車場を一体的に指定管理することに伴い改正するものとして、事務委任を受けた施設の管理運営規則及び高石市教育委員会スポーツ施設情報システム利用に関する規則がある。これも施行予定としては、平成27年4月1日とし、ただし、申し込みの受け付け等施行に係る準備行為については、規則の制定前においても行うことができることとしている。</p> <p>また、総合体育館の指定管理に伴い、高石市教育委員会事務局事務専決規程についても、一部改正を行っている。</p> <p>さらに、市長及び公平委員会に改正を依頼する規則としては、管理職手当の支給に関する規則、高石市教育委員会に対する事務委任及び補助</p>
--------	---

執行に関する規則、高石市会計規則、管理職員等の範囲を定める規則がある。

まず初めに、高石市体育館条例施行規則の一部を改正する規則の主な改正点について説明をする。

旧の8条の2の第2項中、高石市立体育館使用許可取り消し申請書を高石市総合体育館使用許可取り消し届け出書に、「教育委員会に申請しなければ」の記述を「指定管理者に届けなければ」に改め、第3項を削り、同条を第7条としている。これは、使用許可の取り消しについては、特に申請をいただき、受理を行わなくても申請者からの届け出により取り消しを行うことができるため、改正を行っている。

次に、新たに第10条と第11条を追加しており、まず第10条として、冷暖房の実施期間の設定を行っている。第1号で冷房実施期間を7月1日から9月30日まで、第2号で暖房実施期間を12月1日から2月末日までとし、指定管理者が必要と認め、かつ教育委員会の承認を得たときは、これを変更できるものとしている。これは、実施期間外であっても、教育委員会の承認があれば冷暖房を入れることができることとしたものである。

次に、第11条として、第1項で冷暖房実施期間中の利用料金の加算割合を4割としている。また、第2項において、附帯設備の利用料金についての定めをしている。

また、指定管理者制度の導入及び高石市立総合体育館への名称の変更に伴い、教育委員会を指定管理者、高石市立体育館を高石市立総合体育館などの各条文において所用の改正を行っている。

さらに、附則の第2において、準備行為を定めている。これは、平日の施設の予約については、3カ月前からの予約が可能となるので、平成27年1月からの受付について対応することができるものとしている。

以上が、高石市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則についての説明である。

次に、附則において改正する規則について説明する。

まず、高石市教育委員会の通則については、高石市立体育館の部分を高石市立総合体育館に名称変更している。

次の高石市教育委員会スポーツ施設情報システムの利用に関する規則については、とれる施設を新たにアリーナ、軽運動室、柔道場、多目的ホール1及び多目的ホール2に改めている。

次に、高石市教育委員会の公印規則の一部改正であるが、別表1一般公印、また専用公印から体育館に関する部分の項を削っている。

以上が、附則で改正する規則の内容である。

次に、鴨公園の運動広場及び鴨公園駐車場を一体的に指定管理することに伴い、事務委任を受けた施設の管理運営規則及び高石市教育委員会スポーツ施設情報システムの利用に関する規則の一部改正を行うものであるが、主な改正点については、第1条の別表2を加えている。これは、都市公園条例で別表第2において駐車場の使用料及び利用料金についての定めがされているためである。また、事務委任を受けた施設として、第1号に鴨公園の運動広場、第5号に鴨公園駐車場を加えている。第5条については、第4条に新たに第4条として、鴨公園運動広場の申請書についての様式を定めている。

次に、高石市教育委員会のスポーツ施設情報システムの利用に関する規則については、利用施設としての鴨公園の運動広場を追加している。

次に、高石市教育委員会の事務局の事務専決規程の一部改正であるが、内容については、高石市立体育館条例の第4条に規定する館長を削

	ることとしている。 以上が、関連する規則・規程の改正内容である。
西村委員	今回の使用規則の中で、指定管理者が必要と認め、かつ教育委員会の承認を得たときはどうこうできるという規定が幾つもあるが、必要な事態が起きたときに、その都度教育委員会の承認が適宜に、迅速に承認の可否が出されるのかどうかというところが、利用者の利便という点でも大事だと思う。そのあたりは、実際にどういう運用をする予定か。
生涯学習課長	特に指定管理者が必要と認め、かつ教育委員会が承認したものという記述がところどころに出てくるが、これは、指定管理者との協議の中で、事前にある程度まで打ち合わせをして、特別な場合については、そのときに教育委員会に申請いただいて承認するという形で協議をしていきたいと考えている。特に、利用者の迷惑にならないような形で運営をしていきたいと考えている。
西中委員長 職務代理人	大部分は、指定管理者で判断してできるということか。
生涯学習課長	事前に市と指定管理者で協議して、ある程度範囲を決めておいて、その範囲は、指定管理者に任せるといった形を考えている。
西中委員長 職務代理人	特に利便性で問題はないということか。
生涯学習課長	そのとおりである。
採決	可決

・議案第2号 平成27年度高石市立小中学校教職員人事基本方針及び取り扱い上の留意事項の策定について

教育指導課長	<p>本案は、高石市教育委員会通則第8条第1項第4号の規定により本定例会の議決をいただきたく提案した。</p> <p>平成27年度高石市立小中学校教職員人事基本方針（案）については、昨年、今年度の基本方針についてお伺いした際に、取り扱い上の留意事項1、教職員の人事についての項目2、カ、学校長の魅力ある学校づくりの推進と若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進することを加えたので、特に今回新たな変更点はない。</p> <p>本市としては、この基本方針に基づき、取り扱い上の留意事項として、教職員の人事については、引き続き新規採用職員を大阪府に要望し人材育成を図り、各学校においては、教職員の年齢別、性別等の構成状況を検討するとともに、指導力、人間関係等も配慮し、それぞれの学校に適合する教職員を配置したいと考えている。</p> <p>また、新規採用後同一校を4年以上勤務する者については、6年をめぐりとして教育経験を豊かにさせるため計画的な異動等を行い、現任校で7年以上勤務する者については、10年をめぐりとして計画的に異動を行いたい。さらに校長及び教頭の人事については、年功序列、性別、学歴等に捉われることなく、広域的な人事交流に十分配慮をしつつ、指導力、適性等を勘案して配置していくという内容で進めていきたいと考えている。</p>
西村委員	昨年度、カで、魅力ある学校づくりの推進ができるように職員の意欲の向上を図る人事を推進することという項目が入ったが、実際これを入れてどういう効果があったのか。
教育指導課長	本市においては、トライシステムというものを実施しており、校長が

	<p>みずからの学校の課題に応じて求人情報を公開し、それに応募した教員の中から校長が構想する学校運営を担える人材を確保するということで行っている。これにより、学校の活性化を図るとともに、教員の自己啓発の動機づけを促し、その意欲の向上を図っている。</p> <p>各学校の教育活動に必要とする能力、資格等、例えば、教科指導、生徒指導、公務文書、部活動などを持つ人材を高石市立の公立小中学校の教員から公募する形であり、公募する教員数は、各公募内容について各1名として、現任校における在職期間が原則3年以上の者という規定を設けている。</p> <p>昨年度公募した内容としては、小学校のみであったが、校長からミドルリーダー、社会科教育に秀でた者、理科教育に秀でた者、音楽教育、道徳教育、都市間教育、また、課外サッカークラブ等の指導、こういったものを市内異動で求めてきた。トライシステムの希望者は1名のみであり、理科教育で今回成立している。他の公募については新規採用の教職員、また交流から戻ってきた者、市外からの転入者で、できる範囲で対応させていただいた。</p>
吉村委員	<p>標準的な改革の施行を踏まえて、個に応じた多彩な教育を展開できるよう教員配置に留意することとあるが、これと、備考欄にあるような教職員、個別事情を配慮もしつつ、こういうことをして……………人事的に非常に苦勞する点はあるか。</p>
教育指導課長	<p>本市は7小学校と3中学校ということで、小学校においてはある程度教科という縛りがないので、異動についてはかなり融通のきく部分があるが、中学校においては、同じ教科での対象者がいない、異動対象者がいない等で異動対象年数に達していない場合には、なかなか成立が難しいという状況である。校長とのヒアリング等もしながら、取り扱いの留意事項等に沿ってできる限り異動を行っているのが現状である。</p>
吉村委員	<p>必要に応じて臨時任用の教諭を補充することもあり得るということか。</p>
教育指導課長	<p>確かに、本市は正教員だけではなかなか埋まらない状況であるので、臨時採用、臨時的任用の教職員の雇用を府に内申して、配置していただいているところである。</p>
教育部理事	<p>補足であるが、小学校も中学校も、正規の新規採用者を全て埋めていくと、今の人事の状況でいうと、将来的には児童数と生徒数の減少が予定されているので、全ての教員の定数枠を正職で埋めることは、将来過員になるということもある。過員解消をすることが非常に難しい状況であるので、やはり数名は臨時的な任用の職員を配置せざるを得ないという状況にある。</p>
西中委員長 職務代理者	<p>支援学級とかには優秀な教諭を回すということがあって、これからはやはりそちら側のニーズも増えてくると思う。そういうときに、優秀な常勤の教員がいるというのは、やはりすごく良いことだと思うので、その辺も勘案して、定員オーバーは財政面では厳しいと思うが、できるだけ良い人材を確保するように努めていただきたい。</p>
教育部理事	<p>配当の人事権は大阪府になっている。支援学級担当の担任については、支援学級が複数ある場合、例えば3クラスある場合、2クラス以上は必ず正教員とし、無理な場合は、2次的な配慮をするよう学校長には指導している。</p>
西中委員長 職務代理者	<p>過去には10年以上同一校に勤務するという教員がかなりいたが、最近では解消されているのか。</p>
教育指導課長	<p>10年以上の教員は、現在小学校で12名いる。ただし、この中で今年度末10年目に達した者が5名であるので、現時点で10年を超えている者は</p>

	7名いる。年齢制限で58歳以上は本市の場合、異動をしていないが、そのうち、年齢制限で58歳以上の者が4名いるので、非常に少ない状況になっている。中学においても、4名が今年度対象者となるが、そのうち今年度末10年目を迎える者が2名であるので、2名のみ現在10年を超えている状況である。そのうち1名は年齢制限で58歳以上の者もいるので、10年を超えて長期滞留している者は減少傾向にある。
西中委員長 職務代理者	50歳で転勤したら、退職まで同一校に在ることができるといえるのか。
教育部理事	本市の場合、昨年まで移行期間があり、職員団体との協議があつて、平成20年ぐらいまでは、55歳を超えともう異動しないという申し合わせがあつた。それで、教職員の人事異動がしにくいということもあり、協議した結果、現在は57歳までは異動対象となつており、学校の教職員は、55歳を超えてちょうど10年を迎えるというような形で、今まで個々に学校の異動を考えていた方が多いが、57歳まで異動対象になるので、56歳でも新たに異動をすることが昨年からできている。また、現場の教職員は57歳まで異動ということが認識されているので、過去よりかなり異動によって活性化されてきているという現状である。
西中委員長 職務代理者	それは、組合も了解しているのか。
教育部理事	了解している。
採決	可決

## 教育長の報告の要旨

### ・報告第1号 市長からの意見聴取について

教育総務課長	<p>本報告については、市長が議案を作成するに当たり、教育に関する議案、歳入歳出予算案等について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会への意見聴取があつたが、特に緊急を要し、教育委員会の会議を開き、議決を得る時間的余裕がないことが明らかなことから、やむを得ず高石市教育委員会通則第8条第3項の規定に基づき、異議がないものとして教育長がこの事務を臨時に代理したので、同項の規定に基づき報告するものである。</p> <p>まず、高石市あおぞら児童会条例の一部を改正する条例制定についてであるが、これは、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、本市あおぞら児童会の入会資格の対象年齢を、小学校の第1学年から第3学年までの者から、小学校に就学している者への引き上げによる条例改正となっている。</p> <p>次に、平成26年度高石市一般会計補正予算についてであるが、この予算の中で、歳出における教育に係るものについて、教育指導費の教材用備品費100万円と、幼稚園管理費における園用備品費50万円をそれぞれ計上している。これは、教育指定寄附をいただいたので、その予算を計上したものである。</p> <p>まず、教育指導費の100万円については、小中学校の支援学級用にタブレット端末機20台を購入する。また、幼稚園管理費の50万円については、和太鼓2台の購入をする。そのほか、財源組みかえ充当として、学校管理費の小中学校の防球ネット設置工事、認定こども園施設整備費補</p>
--------	---

	<p>助金、高師浜運動施設等改修工事については、国の地域元気臨時交付金を充当しており、平成26年度当初予算において既に実施済みの事業費の確定等に伴い、その充当する額の調整をしている。</p> <p>補正予算については、以上である。</p> <p>次に、工事請負契約についてであるが、これは、仮称高石市鴨公園防災体育館新築工事における請負契約内容の変更である。</p> <p>内容については、地中障害物撤去などや労務や資材単価などの変動が生じたために請負代金の変更を行うものとなっている。</p> <p>次に、報告第1号の寄附金収入の報告についてである。</p> <p>補正予算で説明した教育指定寄附における寄附者の報告となっている。医療法人医進会高石加茂病院様及び坂本信晴様からご寄附をいただいている。</p> <p>次に、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてである。</p> <p>今般、国家公務員の給与改定が人事院勧告を踏まえ実施されるが、本市においても国の給与改定に準じ給料表等の改正を行うものである。この条例の中で主なものとしては、月例給を国家公務員の給与改定に準じ条例の給料表を平均0.3%の引き上げや再任用職員を除く職員の勤勉手当の本年12月期支給率を0.15月引き上げ、また、来年度以降の6月・12月期の支給率の合計0.15月引き上げ、期末手当と合わせた年間の支給率を3.95月から4.1月とするものである。</p> <p>それにあわせて、本市の特別職や市会議員の給与等に関しても、一般職の職員と同様に支給率を改定するものである。</p> <p>次に、人事院勧告に示されている給与制度の総合的見直しへの対応として、月例給を国家公務員の給与改定に準じ一般職の職員の給料表について平均2%引き下げる新たな給料表を設けるものである。</p> <p>それと、最後に、管理職員特別勤務手当を設けることとなっている。これは、管理職手当対象職員が臨時または緊急の必要により勤務を要しない日や平日の深夜勤務を行う場合において、国制度に準じ支給することとするものである。</p> <p>最後の平成26年度の一般会計の補正予算であるが、これは給与条例等の改正に伴う補正予算であり、今般の給与改定等に伴う経費を計上したものである。</p>
吉村委員	<p>あおぞら教室のことについて、6学年まで対象を広げた場合の希望者の増加の予測であるとか人員配置のめどについて教えていただきたい。</p>
生涯学習課長	<p>あおぞら児童会の6年生まで拡大した場合の人員ということで、今年9月に各保護者の方にアンケート調査を実施した。その結果から見ると、あくまで保護者の方であるが、新たに27年度の4年、5年、6年の入会希望が247名ということになっている。また、従来の1年から3年までの部分を足すと、約720名程度の入会を予測している。</p> <p>現在、11クラブであるが、これが720名になると16クラブとなる。新たに来年2月に正式な受け付けを行うが、新たな教室を確保することと、5クラブが増えることに伴い、指導員についても20名の増員が必要であると考えている。この指導員についても、1月の広報等で指導員の募集を行い、指導員の確保も図っていきたいと考えている。</p>
西中委員長 職務代理者	<p>管理職手当の特別給付手当が、今度新しく設けられる。これは、今まで管理職がこの勤務を要しない日に勤務しても何も出なかったのか。</p>
教育総務課長	<p>従前は、振替の休暇があったのみである。</p>
教育部長	<p>この管理職員の特別勤務手当で、想定されているのは、近々執行される選挙や、あるいは災害時に管理職員が出勤した場合の手当ということ</p>

	で創設されたと聞いている。従前であれば、選挙事務に関しては、事務従事の手当があったが、災害時についてはないので、そういうことも含めてこういう手当が創設された。国では既に制度化されていると聞いているので、それに倣った条例改正となっている。
西中委員長 職務代理者	<p>職員の給与改定があったようだが、大阪府は全国的に最低ランクになっているいろいろ言われている。高石市の職員の給与は、府下レベルから見てどうなのか。府が全国都道府県で最低だということを盛んに言われているが、その府と比べてどうか。これでかなりパーセンテージが上がっているから少し追いついたと理解して良いのか。</p> <p>今、大阪府、大阪市、堺市もそうであるが、優秀な教員が集まらないという現状があるが、何かと聞いてみたら、やはり給与が安いと言う。多少是正はされたが、管理職の手当がかなりカットされているので、校長、教頭を目指す人はほとんどいない。大阪府では、頼み回らないといけないうような状況がある。他府県も全くないとは言えないが、そういう状況の中で、やたらと給与を下げることでいいことではないと、私は思う。だから、その辺、やはり全体的なレベルを見渡して、大いに考えていただかないといけないことではないかと思うが、これはかなりそういう面ではよくなったのか。</p>
藤原教育長	資料は古いですが、ラスパイレス指数の 25 年 4 月 1 日の数字では、一般的な数字が 101.7。国が減額をしなかったとして 93.9。これは府下の順位で 43 市町村のうち 38 番目である。ただ、このラスパイレス指数というのは、本俸のみの換算であるので、給与制度の全てを表しているものではない。感覚として中程度の位置にいるのではないかと思っている。
西中委員長 職務代理者	あまり低かったら優秀な職員が集まらないが、府下で中程度か。
藤原教育長	一時期、昭和50年代ぐらいは全国トップレベルで高いということで有名であったが、その後、どんどん下げていって、初任給も下げて、現在は給与カットも行っているので、中から中の下ぐらいではないかと考えている。
西中委員長 職務代理者	中から中の下では、あまり良くないので、もう少し頑張ってもらわなければいけない。
吉村委員	工事請負の変更について、説明の中で地中埋蔵物の処分ということがあったが、これは危険な物が出てきたとかそういうことはないのか。
教育総務課長	地中障害撤去ということで、既設の杭とか地盤改良層というのが出てきたので、その除去であったと聞いている。また、そのほかの夜間照明施設の埋設管の配線の撤去や移設等も含まれている。
吉村委員	有害物が出たということではないのか。
教育総務課長	有害物ではない。もともとのプールの底地にあったものだと思う。
西中委員長 職務代理者	承認する。

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

各課長	後援承認したものについて説明。
各委員	質問なし。

・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	平成 26 年 11 月 12 日から 12 月 9 日までの行事について説明。
各委員	質問なし。

### その他委員長が必要と認めた事項

西中委員長 職務代理者	今日の新聞で、学力問題の公表状況について発表があったが、高石市の場合、インターネットで流しているが、何か反響があったか。
教育部理事	反響は全くない。
西中委員長 職務代理者	保護者の関心があまりないことをどう捉えたら良いのか。ホームページに非常に熱心にまとめて出しているが、ホームページを見ていないのか。その公開について全然反応がないという評価はするのか。
教育指導課長	現時点ではないが、各学校においても、各学校の状況について分析し課題と今後の取り組みについて学校通信等で保護者宛てにお知らせしているという状況である。 また、本市のホームページ以外にも、広報たかいしで見開きで掲載したが、それについても特に反響がなかった。
西中委員長 職務代理者	小学校は横ばいであったが、中学校が非常に良くなっている。悪いといろいろ言われるが、良いとあまり言ってこないが、保護者の意向を酌み取ることをあまり積極的に教育委員会としてはやっていないのか。向こうから何か言ってくれたら対応するということか。
教育指導課長	教育委員会としては行っていない状況であるが、各学校においては、学校教育自己診断により、各保護者からの学校教育全般に渡るご意見をいただいて、それを学校運営に反映していくという形でやっているという状況である。
西中委員長 職務代理者	学校単位の内容について、全市的な傾向として教育委員会で集約しないのか。
教育指導課長	各学校から状況の報告はいただいているが、特に集約して公表することは、現時点で行っていない。
西中委員長 職務代理者	これで閉会とする。